

消費税の逆進性と物品税¹

同志社大学 八木匡研究会

平岡杏奈² 高橋一典³ 塩山佳代子⁴

竹下寛恵⁵ 阿部恵里奈⁶ 新子梨絵⁷

2004年12月

¹ 本稿は、2004年12月11日、12日に開催される、ISFJ（日本政策学生会議）、「政策フォーラム2004」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、八木匡教授（同志社大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得べき誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

² 同志社大学八木匡研究会 bec0115@mail3.doshisha.ac.jp

³ 同志社大学八木匡研究会 bec0658@mail3.doshisha.ac.jp

⁴ 同志社大学八木匡研究会 bec0626@mail3.doshisha.ac.jp

⁵ 同志社大学八木匡研究会 bec0680@mail3.doshisha.ac.jp

⁶ 同志社大学八木匡研究会 bec0001@mail3.doshisha.ac.jp

⁷ 同志社大学八木匡研究会 bec0026@mail3.doshisha.ac.jp

要旨

本稿は、消費税の逆進性と所得税の所得再分配の低下を是正するために、物品税再導入を検討することが必要とされるとの考えから、研究をすすめたものである。

第一章と第二章では、消費税が導入される前の物品税から消費税への変遷、また消費税の現状を明らかにし、そこでの問題点を把握する。

第三章では、消費税増税に関しての増税案と共に、導入が検討されている複数税率が挙げられていることや、インボイス方式導入の先行研究について調べ、それに関する問題点等を把握する。

第四章では、複数税率制と物品税制における逆進性、不平等度の分析を行う。その分析結果より、物品税制の逆進性がより小さいことが分かった。またジニ係数においては、微量ではあるが所得分配の不平等度の差が見て取れた。そして物品税制により、消費税の逆進性と所得分配の不平等度の改善が可能であるということが実証された。

そこで、第三章でも記載したように先行研究で数々のエコノミストが必要不可欠であるとの見解を示している、インボイス方式の導入を提案する。これは、複数税率導入に際しても言えることである。その上で、私たちは所得税の累進度が下げられ消費税増税が唱えられている今、消費税増税、複数税率導入のシナリオではなく、物品税制度の再導入を公平性の観点から見た消費税増税補正案として政策提言とする。

目次

はじめに

第1章 物品税

- 第1節 物品税の歴史
- 第2節 物品税の税率表
- 第3節 間接税収及び物品税収構成の累年比較
- 第4節 物品税廃止の背景から消費税導入の背景

第2章 間接税

- 第1節 間接税の歴史
- 第2節 消費税の現状

第3章 既存の政策

- 第1節 複数税率
- 第2節 インボイス方式
- 第3節 先行研究

第4章 政策目的・分析

- 第1節 政策目的
- 第2節 分析

第5章 政策提言

付属資料

参考文献・データ出典

はじめに

今から16年前、1988年12月30日、竹下内閣により消費税法が公布され、翌1989年4月1日より消費税法が施行された。消費税とは、国内で事業者が事業として対価を得て行う、商品の譲渡やサービスの提供のすべてに同率の税金をかけることをいう。消費税導入当時の税率は3%で、1997年には5%まで引き上げられている。そして今、その税率が上げられようとしている。

私達は、本稿において、消費税増税に際して、逆進性の緩和を図るということを提言する。このテーマを取り上げる理由は、所得税の所得再分配機能が弱まっている傾向の中で、低所得層ほど年収に占める消費税負担率が高くなっている、という逆進性を是正する必要性が高まっていると判断するからである。また、消費税という税金は、タックスペイヤーである我々学生にとっても一般市民にとっても最も身近な税金であり、消費者は必ず納めなければならない税であるという点も、逆進性の問題を考える理由の一つとなっている。そして今日、政府内では消費税を大幅に増税する方向で議論が進められているといわれている。その一方で、消費税を上げて欲しくないという消費者の意見もよく耳にする。消費税増税の必要性がこれほど議論されているのに対し、消費者がこれほどにも反対していることを考慮すれば、消費税増税を施行するに至っても、より公平な制度を確立するべきではないだろうかと考えた。消費税がもつ逆進性を是正し、低所得者と高所得者の不平等度を改善することが国民の合意を形成しながら、消費税増税を含めた消費税改革を進める上で不可欠であると判断し、本論文を作成した。

まず初めに、我が国の消費税の問題点を明確にする為に、消費税の現状を整理しながら、問題認識を提示していく。そのような現状を踏まえた上で、財界総理と言われている日本経団連奥田会長による消費税二桁案に代表される数多くの議論の中で、現在の消費税改革の方向性を整理し、既存のデータを基に論点をまとめることにする。そして、前半で挙げた現状や実態を基に、問題点を挙げて実証分析を行っていき、その実証分析を理解した上で、消費税増税に際して、逆進性を緩和する税制度の確立を最後に政策提言として述べる。

ここで、消費税の現状を探り、問題点を明確にする前に、1989年に消費税が導入される以前の政府の税収が何によって得られていたのか、ということについて考えてみる。消費税が導入される以前の日本は、主な間接税として『物品税』を取り入れていた。第一章では、物品税について詳しく見ていくことにする。

第1章 物品税

第1節 物品税の歴史

1937年、日中戦争が始まると、戦費調達を目的とし、間接税の新設と強化が行われ、主なものとして揮発油税・物品特別税・入場税の創設、酒税・砂糖消費税の増税などがあった。物品税は、間接税、個別消費税の一種であり、贅沢品には担税力が認められるため重く課税する、というものである。具体的には、宝石・毛皮・電化製品・乗用車・あるいはゴルフクラブといったようなものが対象となっていた。つまり物品税は戦争を契機とし、財政状態が極度に悪化することを予測して導入されたのである。そして、この方法が財政の逼迫とともに強化され、1938年に「物品税法」として確立した。

第2節 物品税の税率表

過去、物品税がどのような贅沢品、嗜好品に課税されていたのかを表にまとめてみると、以下の表1の通りである。

表 1

	種別	品目	税率
第一種			
1	貴石・半貴石並びに貴石・半貴石製品	ダイヤモンド、サファイヤ、エメラルド、ひすい、水晶、貴石・半貴石を用いた室内装飾品	20%
2	真珠・真珠製品	真珠、真珠を用いた室内装飾品	20%
3	貴金属製品、金・白金の製品	茶道用具、照明器具、屏風、喫煙用具、優勝杯・楯	20%
4	毛皮製品	衣服類、帽子、膝掛け、座布団・クッション	20%
5	繊維性の調度品	絨毯	10%
第二種			
6	自動車、その関連商品	高級普通乗用自動車 ↳ ホイールベース 305 cmを超える	40%
		普通乗用車	30%

		小型普通乗用自動車 └ 四輪駆動式、ホイールベース └▶ が207cm以下 車用の冷暖房装置	15%
		二輪自動車	5%
7	船艇類、娯楽用品、スポーツ用品	大型モーターボート └▶ 全身が6mを超える ゴルフクラブ・ボール	40%
		ビリヤード台・ボール、猟銃	30%
		パチンコ機 ボーリングのピン・ボール	20%
		小型モーターボート └▶ 全身が6m以下 ゴムボート	10%
8	電気器具類、ガス器具類	ルームクーラー、ストーブ 大型冷蔵庫 └▶ 内容積0.17m ³ を超える レンジ・ミキサー、電気掃除機	20%
		小型冷蔵庫 └▶ 内容積0.17m ³ 以下 扇風機	15%
9	テレビジョン受像機、音響機器	大型テレビジョン受像機	20%
		レコードプレーヤー 蓄音機用のレコード	15%
		マイクロフォン・拡声器	5%
10	楽器関連	ピアノ、アコーディオン ギター、電気ギター トランペット	15%
11	写真関連	写真機、撮影機、フィルム	15%
12	家具類、時計類	たんす類、机、テーブル、椅子	20%
		貴金属、宝石などを用いた時計、 文字盤	40%
		時計	10%
13	喫煙用具、かばん類	ライター、電気マッチ、灰皿 かばん類(トランク・ハンドバッグ)	20%
14	化粧品類	香水	10%
		おしろい、紅、化粧水、染毛料	5%
15	飲料品 (酒税を課されるもの以外)	果実水、コーヒーシロップ、 固形ラムネ、粉末ジュース 炭酸飲料水、コーヒー、ココア	5%
第三種			
16	マッチ	マッチ	1000本につき1円

(出所) 法律第三十四号より著者作成

このように物品税は、さまざまな物品に課されていた。税率の高い物では、高級乗用自動車や、貴金属などを用いた時計であり、その税率は40%にも至った。また税率の安い物でも、炭酸飲料水や化粧水といったようなものにも5%課されていた。また第一種の物品の納税義務者は販売業者で、第二種の納税義務者は製造業者であった。

第3節 間接税収入及び物品税収構成の累年比較

物品税が1938年に導入されてからおよそ17年後の1955年から、廃止される前年の1985年までの間接税収に占める物品税収の割合についてグラフを、図1に示す。

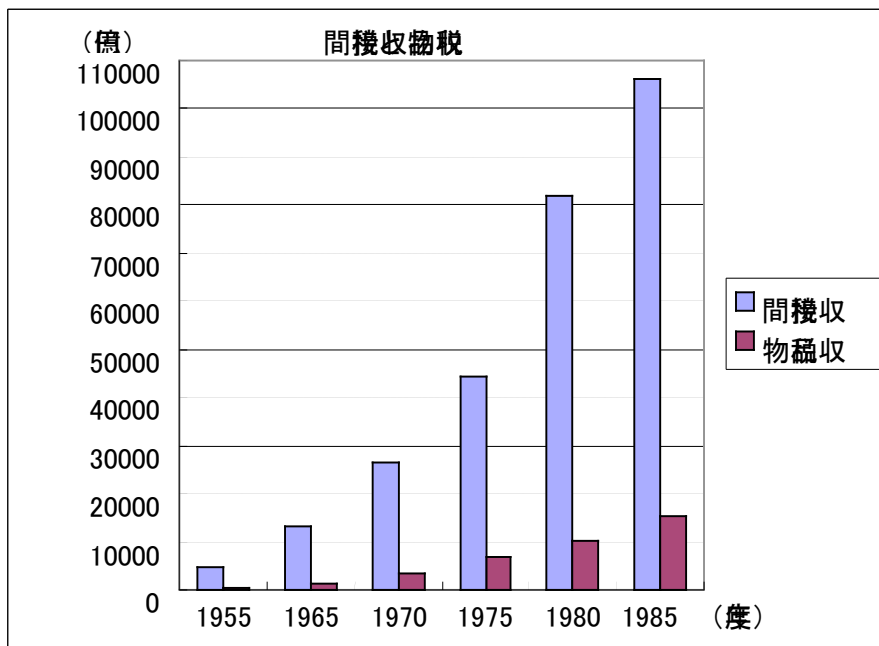


図1 (出所) 国税庁より著者作成

図1を見て分かるように、30年の間に間接税収は、酒税や揮発油税の増税に伴い約2.3倍増加した。一方、物品税収は、課税対象となる贅沢品の増加などを受け、約5.6倍も増加した。

次に、間接税収における物品税の構成比についてのグラフを図2とし以下に示す

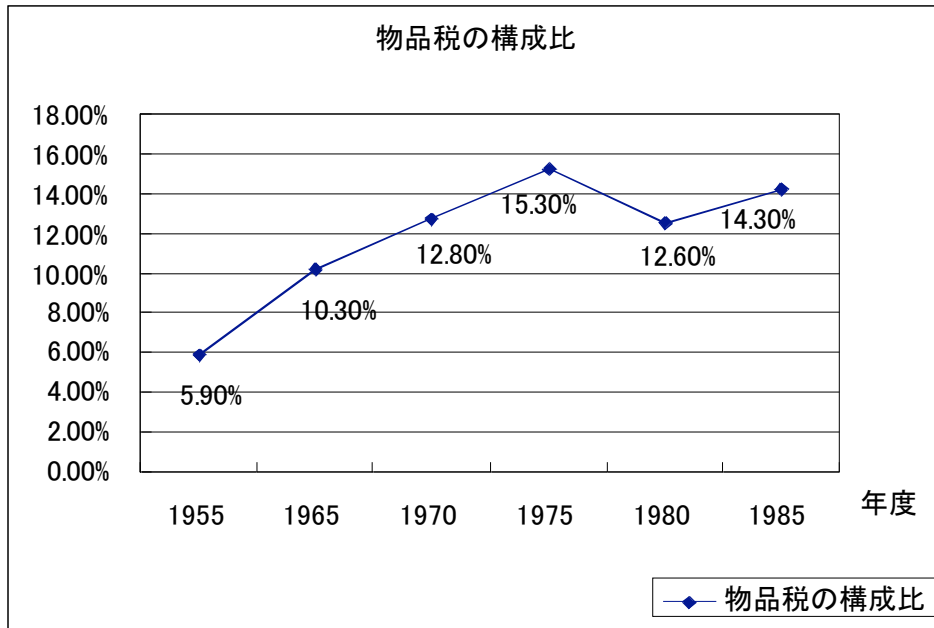


図 2 (出所) 国税庁より著者作成

図 2 を見てわかるように、1955 年には間接税収に対してわずか 6% ほどしかなかった物品税収は、1975 年のピーク時には 15.3% を占めている。この結果から、戦後およそ 30 年を経て人々の生活が豊かになり、贅沢品への購買意欲が増加し、そのことが高度成長の架け橋となったということがいえよう。

第4節 物品税廃止の背景から消費税導入の背景

このように、物品税は酒税に次ぐ巨額の資金を国税収入としてもたらしており、資金調達力としては非常に大きかった。しかし、経済が高度に成長し、人々のライフスタイルも多様化してくると、いったい何が贅沢品であり、何が必要不可欠なものであるのかの判断が、人それぞれ異なったものとなってきた。また、物品税は課税対象の品目をあらかじめリストアップしておく必要があるが、商品の多様化により課税・非課税の判定自体が困難なものもあり、物品税そのものが執行困難性を内包する税制になった。このような背景を受けて、1989年に物品税は廃止され、個別消費税たる物品税は、一般消費税に取って代わられたのである。

そこで次に、間接税の歴史や消費税現状について述べていくことにする。

第2章 消費税

第1節 間接税の歴史

本節では間接税の歴史を見ていく。表2では、消費税導入まで間接税の歴史を示す。

表2

	改正・出来事	内容
1897年	営業税導入 (日清戦争の軍備拡大・富国強兵の財源確保)	
1937年	間接税の新設と強化 (日中戦争の戦費調達)	・揮発油税・物品特別税・入場税の創設 ・酒税・砂糖消費税の増税
1938年	物品税導入	
1948年	取引高税施行	印紙納税制度のため、業者をはじめ国民の大反対を受ける
1950年 1月	シャウブ税制施行 取引高税廃止	
1970年	一般消費税導入の高まり (国際通貨危機・オイルショックによる財政危機に瀕して)	
1978年	大平内閣による一般消費税公選挙(赤字国債解消目的)	過半数を超える大敗に終わる
1979年	一般消費税を導入しない国会決議	強調行革による増税なき財政再建路線
1987年	売上税廃案	
1988年	消費税導入具体化	
1989年	物品税廃止 消費税法施行	・竹下内閣が公明・民社党を抱き込んで消費税法強行可決 ・当初5%と予定していた税率は3%に
1994年	税制改革(法改正) 消費税率5%への引き上げ案	・個人所得課税の負担軽減 ・消費課税の充実 ・中小事業に対する特別措置 ・仕入税額控除方式の見直し (1994年度…5.5兆円の特別減税、 1995・1996年度…2兆円の特別減税、 1995年度から3.5兆円の制度減税実施)
1997年	税制改革実施	橋本内閣、消費税率3%から5%へ引き上げ

4 月		
2004 年 4 月 1 日	消費税法一部改正	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者免税点制度の適用上限引下げ 2. 簡易課税制度の適用上限引下げ 3. 総額表示の義務付け

1938年に導入された物品税は、酒税に次ぐ巨額の資金を国税収入としてもたらしており、資金調達力としては非常に大きかった。しかし、前章でも述べたが、経済が高度化し、人々のライフスタイルが多様化してくると、いったい何が贅沢品であり、何が必要不可欠なものか、その判断が困難になってきた。また、物品税は課税対象の品目をあらかじめリストアップしておく必要があるが、商品の多様化により課税・非課税の判定自体が困難なものもあり、物品税そのものが執行困難性を内包する税制になった。このような背景を受けて、個別消費税たる物品税は1989年一般消費税に取って代わられた。

1994年から1997年にかけて行われた税制改革は、個人所得課税の負担軽減と消費課税の充実を内容とする改革であった。これらの税制改革は、本格的な少子・高齢化社会を前に、勤労世代に偏らず社会の構成員が広く負担を分かち合うことが必要であること、ライフサイクルを通じた税負担の平準化を図ることが必要であること、また、資産・所得・消費等の間でバランスのよい税体系の構築が必要だという考え方から行われた。

また社会保障の面では、高齢者介護・少子化対策などの福祉の充実や年金額などの物価スライドの措置が実施された。つまり、この時期の税制改革は消費税率の引き上げと地方消費税の創設の代わりに、所得税・個人住民税の制度減税と福祉の拡充も行われ、当面の経済回復に資することにも重点が置かれたことがわかる。

そして、2004年4月1日、消費税法一部改正が行われ、その中で消費者が価格表示等を見れば、消費税相当額を含む支払い総額が一見して分かるようにするという目的で、消費税総額表示方式が義務付けられた。

第2節 消費税の現状

次に、消費税の現状をグラフから読み取る。

図3は国税収入の構成の推移をグラフで表したものである。図3を見て分かるように、1989年に消費税が導入されてから、国税の構成に対する消費税の割合が年々高くなってきている。1998年度の消費税の割合が急に高くなっているのは、税率が3%から5%に上がった影響だと考えられる。このグラフから、国税収入全体で消費税は重要な財源であり、国税収入においてますます重要な役割になってきていることがわかる。

消費税以外を見てみると、所得税の割合が年々減少している。このグラフからいえることは、消費税収が増大し所得税収が減少しているということは、国税収入が所得税から消費税中心へとシフトしている、ということである。

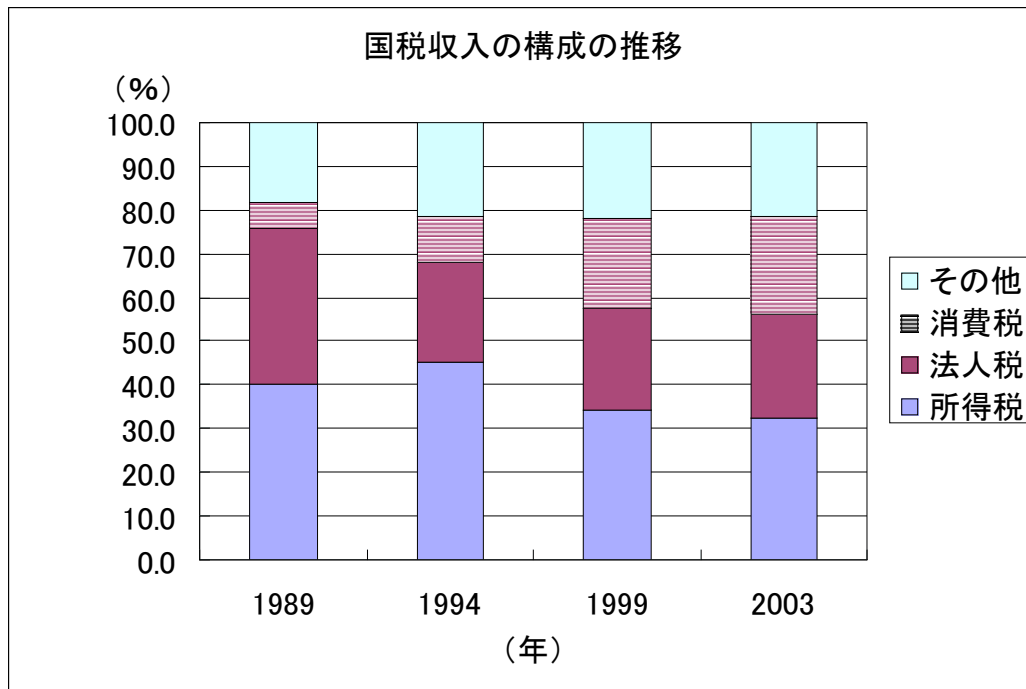
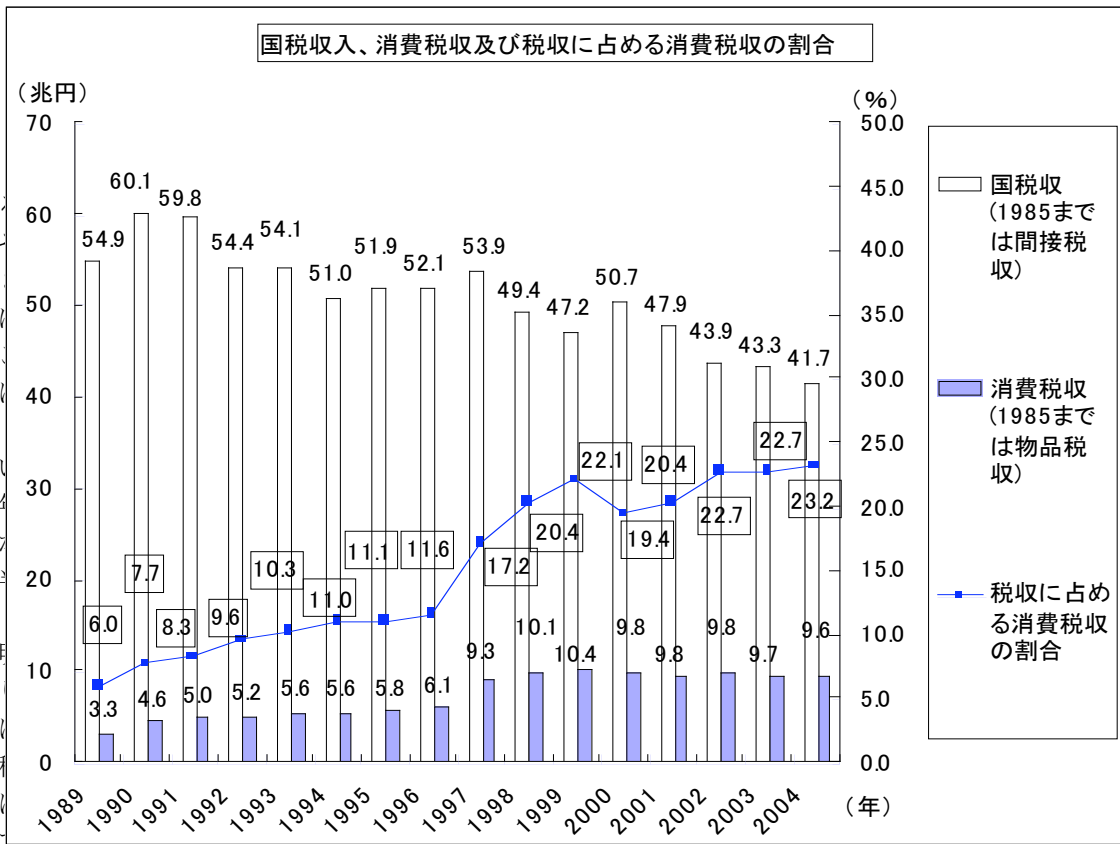


図 3 (出所) 財務省より著者作成

下記の図 4 は、国税収入及び消費税収の推移を表している。このグラフを見ていくと、国全体の税収入は 1990 年をピークにし、次第に減少している。1997 年度では、ほぼ 1993 年度の収入まで回復したものの、またそこから減少し、2000 年度で若干の増加は見られるが、以来今日まで減少傾向にあることがわかる。

国税収入の減少にも関わらず消費税収は 3% から 5% に上がったことを踏まえても、年々安定した収入になっている。1992 年と 1994 年に国税収が減少しているのは、不況による影響があるのだが、消費税収は減少することなく増加している。そして、消費税収の国税収入に占める割合においては多少の変動はあるものの、毎年割合は確実に高くなってきている。

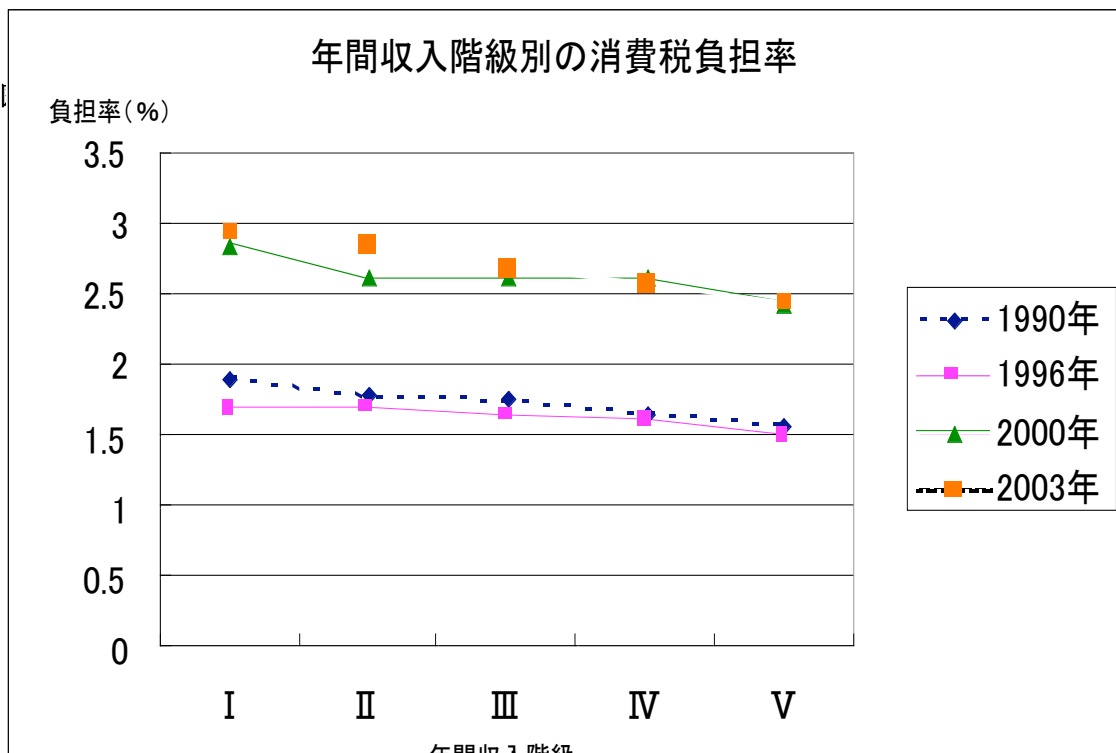
このグラフから、不況の影響を受けることなく毎年安定した収入を得られることは消費税の一番の特徴である、ということが確認できる。政府もこの特徴を持つからこそ消費税を導入したのだろう。事実消費税は国の税収の中で最も安定した収入を得ているのである。



このように消費税はじわじわと私たちの家計を圧迫している。これは消費税の問題点である“逆進性”といわれるものである。この逆進性は、税率が一定である限り解消されない問題なの

である。一方、所得税は所得が多い人ほど税金が高く、所得の低い人ほど税金を払わなくていいという累進性をもっている。では、なぜ累進性のある所得税増税による税収増加に頼らないのかというと、所得税の労働意欲阻害効果が懸念され、経済の活性化には、所得税の累進度の引き下げが必要との考えが強くなっていることが理由となっている。

もう一度、図4のグラフを見てみると、消費税が3%の1990年と1995年は、所得の大小に関わらず消費税負担率にさほど変わりはない。しかし、消費税が5%に上げられた後の1999年と2002年は見事に右下がりのグラフであり、3%の時より逆進性が強まったといえる。つまり、税率が2%上がっただけで、負担率が1%上昇し差が拡大しているのである。近い将来、政府は増税を考えているが、そうするとますます消費税負担税率の問題は深刻になり、逆進性もより一層強くなるであろう。ただ単に税収を増やすために消費税増税をするのではなく、国民の負担のことを考えて議論していくべきではないだろうか。



第3章 既存の政策

第1節 複数税率

今後の消費税率引き上げに関する議論の中で、「複数税率が必要」という議論が必ず生じてくると考えられる。一般の商品やサービスの税率とは別に、生活必需品に対する税率を軽減税率ないしゼロ税率とし、複数の税率を設定するというものである。

この複数税率は、消費税のような付加価値税を導入している欧州やアジア諸国のほとんどの国で採用されている。例えば、イギリスやカナダではゼロ税率制度を用いている。またフランスでは、税率がかなり細かく区分されている。欧州における付加価値税の税率は全体としては高いにも関わらず大きな不満が生じないのは、こうした措置がなされているからだと言われている。日本でも、消費税率が10%を超えるようになれば、生活必需品に対する何らかの軽減措置を取ることが不可避になるだろう。そこで複数税率を導入すれば、逆進性を緩和できるのである。

ところが、これは簡単に実行できることではない。第一に、「どのようなモノやサービスの税率を低くするか」の線引きが難しく、食料品一つをとっても生物や加工製品、原料など広範囲に渡る。一口に生活必需品といっても、その定義は非常に難しい。

第二に、低所得者をターゲットに複数税率を設けることのメリットを高所得者にも及ぼすことにより、制度の趣旨を曖昧にする。

第三に、消費税や付加価値税のように取引のあらゆる段階で課税する多段階間接税の場合には、複数税率の実行はかなりやっかいで複雑な問題となるため、納税方法を見直す必要がある。これまでの日本における消費税は低率であったので、ゼロ税率や複数税率の必要性はさほど強くは感じられていなかった。しかし、消費税を高齢化社会の本格的な財源と考えると欧州並みの高税率を目論むのであれば、生活必需物資への軽減措置は避けて通れない課題であろう。そして、それを実現するための基本的な手段は現行の帳簿方式ではなく、「インボイス方式」の導入の必要性の認識が重要である。

第2節 インボイス方式

インボイス方式とは、事業者が仕入税額控除を行う際に、インボイス(仕送状)に税額が明記されていることを条件として、控除を認める方式である。インボイスは企業規模に関係なく課税される業者が発行する。

消費税のような多段階間接税は、取引のあらゆる段階で課税しようとするため、税が累積するという問題が生じてくる。しかし、この問題はインボイス機能によって防ぐことが出来る。「特に強制しなくても、制度がうまく働くようになる。特に、納税者が正しく納税するようになる」という素晴らしい効果を発揮するのだ。

また、インボイス方式を導入することで、徴税の透明性が格段にアップすることである。事業者は、自分の仕入れた事業者からインボイスを発行してもらわなければ、仕入税額控除をすることはできない。インボイスの発行を厳密なものにすれば、仕入の過大申告による益税は、ほぼ完全に阻止することが出来る。さらに、免税業者はインボイスを発行できないのだから、免税業者がらみの益税も阻止することができる。

そして、インボイス方式のもう一つの利点は、直接税の脱税防止に繋がる。直接税の脱税は、仕入・売上高・経費等の不正申告によってなされるが、インボイス方式の採用により仕入の過大申告、場合によっては売上の過少申告が困難となり、脱税防止に役立つのである。

一方、デメリットも生じる。事業者の納税事務負担が大幅に増加するのである。インボイス方式では、事業者はインボイスの発行を行わなければならないし、仕入税額控除に必要なインボイスを保管する必要がある。また、徴税する側も、現在の帳簿方式と比較すると、徴税に際し吟味する書類が増え、徴税コストの上昇を招く結果になる。

メリットをみればすぐにでもインボイス方式を導入し、複数税率を取り入れることが最もよい方法だと思うが、このようなデメリットが多々生じているため、今すぐ導入ということは難しいのである。しかし、長期的に考えると必ず導入の必要性はあるといえよう。

第3節 先行研究

私たちが研究する以前に、さまざまな研究が行われてきた。そこで私たちの研究と関連性の強い研究内容の論文をいくつか紹介していく。以下にはその論文の要約を示す。

三木（1994）では、軽減税率・ゼロ税率等の採用、併せて“インボイス”の採用で消費税につきまとう負担の逆進性をはたして解消・緩和することはできるだろうかという疑問から研究を進めている。消費税の緩和措置について検討したところ、最終的な逆進性対策としては、生活保護費を基準とした税額消失控除制を採用すべきである、という政策提言がなされている。しかしこの方式では、逆進性の是正が特定所得階層に偏る可能性が高いと言えよう。

続いて井田（1990, 1991）では、物品税の課税基準として、各商品が固有に持っていると考えられるブランド水準に注目し、それに対する差別的な物品課税を検討している。消費者が商品を購入する際の判断基準として、品質水準・ブランド水準の関係を重視しているといえる。それ故、同じ種類の商品もブランド水準に応じて差別的な物品税が課税されることが望ましいとしている。ブランドは価格弾力性が低いと判断できるため、課税による資源配分阻害効果は小さいと判断でき、効率性の観点からも望ましいと言える。

加藤（1993）では、「消費が伸びていたから消費税を導入したわけであり、消費が落ちている時に税率を上げるのはおかしい」と主張しており、まずは所得税を減税し、その後に消費税を増税すべきである。また、消費税率の引き上げに関しては、生活必需品についてはあまり上げずに軽減税率とし、生活必需品などはなるべく税率を低くして、複数税率にすることを提案する。ただ、複数税率にするには、インボイス方式の導入は避けられないとの考えを示した。

井堀（1994）では、財政赤字の削減や公債残高の償還には、政府支出の削減で対応すべきであり、税収の増加を目的とした消費税率の引き上げは必要ないと考えている。もし消費税率を引き上げるとしても、それ以上に所得税を減税する方が望ましく、所得税減税の財源としては、消費税率を引き上げるとともに、一時的に赤字公債を発行するのも有力な選択であるとしている。また消費税増税の持つ世代間での負担の再分配効果にも着目する必要があるとしている。しかしながら、井堀では消費税の逆進性問題については、十分に検討されておらず、分配的側面の配慮が必要と考えられる。そして、複数税率を導入するに際しては、税務執行上のさまざまな混乱や問題点を考慮すれば、なるべく均一税率を維持した消費税体系が望ましいとしている。

西山（2004）では、消費課税において、担税力の考慮を中核とする担税公平主義が重要であると主張しているが、消費税の枠内で完全に富の再分配を達成することは不可能である。消費税課税を支配する原則としての簡素化の要請は、他の税目における場合よりも重要視されるべきである。複数税率化は制度の複雑化に繋がるものであり、これを採用する場合の効果と、それに伴う費用の衡量が十分に行われなければならないとした。この主張は、我々の論文の主張と整合的な点を多く含んでいる。

ここでは五つの論文の要約を紹介したが、ほかにもさまざまな研究が行われており、政策提言がされている。このような先行研究を基に、私たちの政策提言を行う。

第4章 政策目的・分析

第1節 政策目的

前章で記載してきたように、現在消費税の二桁税率化は財界団体などから必要不可欠な改革として取り上げられてきた。消費税という税金は元々福祉目的を主として導入された税金である。しかし、現状を見てみると消費税は3%から5%に引き上げられたにもかかわらず、社会保障給付の削減や支給年齢の引上げ、さらには医療自己負担率の増加、社会保険料の引上げなどが行われたのである。そんな中、逆進性が強く社会的弱者ほど負担が重くなるような消費税の増税は、福祉目的を根底に置く消費税の意に反しているといえるのではないだろうかと考えた。

一般的に最適課税論の先駆者ラムゼイによるラムゼイ・ルールでは、物品税の効率性において価格弾力性が低い財には高い税率を課し、高い財には低い税率を課すことが望ましいと考えられている、しかし、これは生活必需品に高税率を課し贅沢品に低税率を課すということに他ならない。私たちが知りえる限りそのような効率性を重視した税制度を施行している国は皆無である。これは政治的に見ても公平性の観点から反発がおき実現は難しいということが大きな理由となっていると考えられる。

そこで私たちは、公平性の観点から消費税増税の逆進性の是正を政策目的に置きシミュレーション分析を行っていく。

第2節 分析

複数税率と物品税の比較において、分析としては単一税率制、複数税率制、物品税制の3つの税制において、それぞれの制度における逆進性とジニ係数を求め、比較検討していくこととする。単一税率も加えるのは、比較をより簡潔にするためである。

分析方法として、家計調査年報の年間収入十分位階級別のデータを用いる。データより、階級ごとの年間消費支出額(税込)から年間収入に占める年間消費支出割合を割り出す。次に年間消費支出から課税前年間消費支出を引き、消費税負担額をもとめ、消費税負担額が年間収入に占める割合として消費税負担率を計算し、3つの消費税制の逆進性を比較する。

分析の際に次に挙げる4点を仮定とする。

- ・複数税率の軽減税率の対象となる品目は、既に複数税率が導入されているヨーロッパにおいて軽減税率の対象となっている生活必需品(食料、住居、光熱・水道、被服及び履物)に対してかけるものとする。
- ・物品税の対象品目は、以前日本において導入されていた品目を対象(第一章参考)とし、分析を簡潔にするためその税率を元に税率を平均的にし、一律の税率20%を消費税5%の上乗せという形でかけることとする。
- ・消費税率の変更による消費性向は変わらないものとする。
- ・物品税(消費税5%、物品税20%)を用いた場合の税収を基本とし、それとほぼ同等の

税収を得られる複数税率、単一税率の値をもとめ分析する。

<分析の結果>

分析の結果は3つの消費税制をよりわかりやすくするために、同じ税収を集めるような税率を設定し比較検討していく。逆進性の結果は以下の表にまとめる。

表 3

物品税(消費税5%、物品税20%)

(単位:円)

年間収入 十分位階級	年間収入	年間消費支出	消費税負担額	消費税負担率
I	1360000	1366241	90944	6.69%
II	2390000	2126161	151799	6.35%
III	3130000	2421427	174043	5.56%
IV	3780000	2769349	207192	5.48%
V	4460000	2975458	218824	4.91%
VI	5270000	3215081	246071	4.67%
VII	6230000	3578866	266803	4.28%
VIII	7410000	4062786	309975	4.18%
IX	9090000	4553060	339809	3.74%
X	13760000	5605749	420324	3.05%

(出所)統計局 家計調査年報より著者作成

表 4

複数税率11%(軽減税率6%)

(単位:円)

年間収入 十分位階級	年間収入	年間消費支出	消費税負担額	消費税負担率
I	1360000	1275669	106424	7.83%
II	2390000	1985211	160515	6.72%
III	3130000	2260903	183183	5.85%
IV	3780000	2585760	211073	5.58%
V	4460000	2778205	227264	5.10%
VI	5270000	3001943	247298	4.69%
VII	6230000	3341611	278333	4.47%
VIII	7410000	3793451	318979	4.30%
IX	9090000	4251223	360648	3.97%
X	13760000	5234126	447669	3.25%

(出所) 統計局 家計調査年報より著者作成

表 5
 単一消費税8%
 (単位:円)

年間収入 十分位階級	年間収入	年間消費支出	消費税負担額	消費税負担率
I	1360000	1377722	102053	7.50%
II	2390000	2144028	158817	6.65%
III	3130000	2441775	180872	5.78%
IV	3780000	2792621	206861	5.47%
V	4460000	3000462	222256	4.98%
VI	5270000	3242098	240155	4.56%
VII	6230000	3608940	267329	4.29%
VIII	7410000	4096928	303476	4.10%
IX	9090000	4591321	340098	3.74%
X	13760000	5652856	418730	3.04%

(出所) 統計局 家計調査年報より著者作成

このシミュレーションを行った結果、3つの税金を比較すると、物品税制で消費税5%と物品税20%に税率をかけた場合の税収は、複数税率制では軽減税6%と消費税率11%の税収と単一消費税率8%をかけた時の税収とほぼ同程度となった。しかし、逆進性の面からみていくと、年間収入十分位階級のIの階級とXの階級との消費税負担率の差を比較した場合、物品税制は3.63%、複数税率制は4.57%、単一消費税率制は4.46%と、物品税制の逆進性が最も小さいことがわかる。

次に、ジニ係数による所得分配の不平等度について分析する。分析方法は逆進性の分析の結果を用いて、年間収入から税負担額を引き、課税前年間収入を求め、ジニ係数の公式を使って分析する。ここでジニ係数の公式について簡単に記載しておく。

ジニ係数を計算するには、ローレンツ曲線という曲線を利用する。ローレンツ曲線とは下記の図6である。今回の分析の場合縦軸に累積所得比、横軸に累積人員比をとった。もし各階級の所得分配率がほぼ等しいならば、各階級の分配率の全体比はほぼ同等となり、ローレンツ曲線は45度線に近接する。45度線は各階級の所得分配が完全に平等の場合のローレンツ曲線であり、完全平等線と呼ばれる。逆に十分位階級のうち一家計が全ての消費税を負担し、所得分配に歪みが生じているような場合、ローレンツ曲線は底辺と右の縦軸に一致する。これは完全不平等を示すローレンツ曲線である。両極端を基準とすれば、ローレンツ曲線が45度線に近いほど平等な状態を表すことが理解できる。

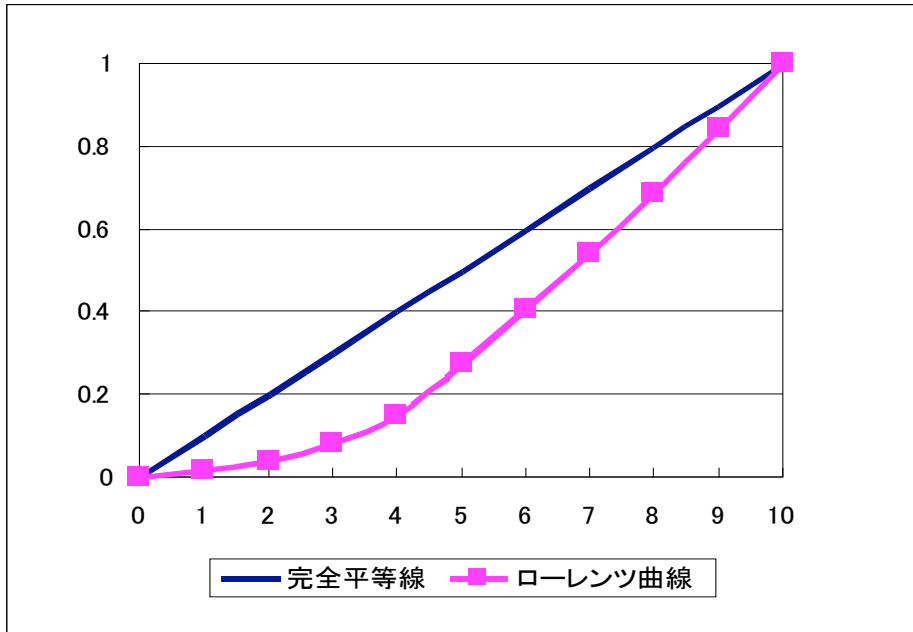


図 6 (出所) 統計学入門第二版より著者作成

ジニ係数はローレンツ曲線下の多角形の面積と、45度線下の三角形の面積の比を計算し、1から引いた値である。式で表現すれば

$$\text{ジニ係数} = \text{対角線とローレンツ曲線で囲まれた面積の2倍}$$

となる。したがって分配が平等でローレンツ曲線が45度線に近ければジニ係数は0に近くなる。ジニ係数の範囲は0から1で、係数が大きくなるほど、不平等さが高いことを意味する。つまり、ジニ係数とは、「0」の時には完全平等であり、「1」の時を完全不平等である。

<分析の結果>

物品税を用いるとジニ係数は0.3358になり、複数税率では0.3362、また単一消費税率は0.3364という結果になった。この結果からも分かるように微量ではあるが所得分配の不平等度の差が見取れる。よって物品税制は最も低値であり所得分配の不平等度が最も是正されているといえる。

このように、複数税率と物品税率を比較した場合、複数税率は消費税をすべてに課し、生活必需品には軽減税率を適用させる方法であり、物品税制は贅沢品に高税率を適用するという方法である。税をかけるということの政治的な考え方が異なる二つの制度であるが、同じ消費税率8%の税収を得ながらも、物品税率は現行の消費税率5%をベースに贅沢品に20%の税率をかけ、複数税率は消費税率11%をベースにしながらも軽減税率は現行の5%ではなく6%まで引き上げなければならない。以上が分析の結果である。

第5章 政策提言

これまでの各章を簡単にまとめていくと、第一章と第二章では消費税が導入される以前の物品税から消費税への変遷、また消費税の現状を明らかにした。そこで浮き彫りになった問題点は国全体の税収が落ち込んでいること、それに対しての消費税収の割合が年々高くなっていること。また、年間収入においては低所得者に税負担が多くかかる逆進性が強くなってきていることの3点である。しかし、それに反して政府は少子高齢化の中、福祉財源を確保しようと消費税の増税を検討している。

第三章では消費税増税に関しての増税案として、複数税率が挙げられていることやインボイス方式導入の先行研究を調べた。ここでの問題点は複数税率がインボイス方式の導入無しには成功が難しいという点である。しかし、帳簿方式からインボイス方式への移行は税金を集める際の効率性の面から見ても、消費税増税時の公平性の面から見ても、短期的にはコストがかかり事業者の反発は避けて通れないにしろ、長期的には必要不可欠な改革である。

第四章では複数税率制と物品税制における逆進性、不平等度の分析を行った。分析の結果により単一税率制、複数税率制、物品税制を比較した場合、逆進性において物品税制は3.63%、複数税率制は4.57%、単一消費税率制は4.46%と、物品税制の逆進性が最も小さいことがわかった。またジニ係数においては、物品税制を用いるとジニ係数は0.3358になり、複数税率制では0.3362、また単一消費税率制は0.3364という結果になった。この結果からも分かるように、微量ではあるが所得の不平等度の差が見て取れた。そして物品税制により消費税の逆進性、所得分配の不平等度がより改善出来るという事が実証された。

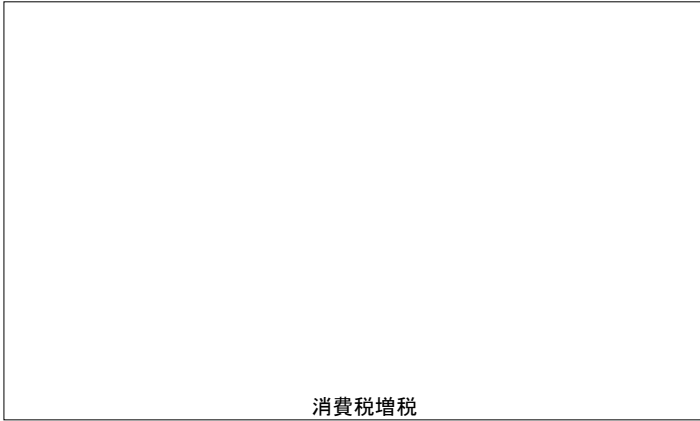
そこで、第3章でも記載したように、先行研究で三木氏や加藤氏を始め数々のエコノミストが必要不可欠であるとの見解を示しているインボイス方式を導入する。これは複数税率導入に際してもいえることである。その上で私たちは所得税が下げられ消費税増税が唱えられている今、消費税増税、複数税率導入のシナリオではなく物品税制度の再導入を公平性の観点から見た消費税増税補正案として政策提言とする。

物品税のデメリットとしては嗜好品、贅沢品の枠決めが難しく、そのためには多大なコストがかかるということがあるが、その点は複数税率の場合でも同様の問題が生じてくるのは明らかである。つまり、改革を行うにあたって必ず発生する問題であり、必要不可欠なコストなのである。次に物品税のメリットとしては逆進性の是正効果、不平等度の緩和という点がある。それに加え物品税導入の場合、特定品目において税率が設定されるので製造業者が特定でき、インボイス方式を導入しないとしても、それらの製造業者に単段階課税するということも検討できる。事実、消費税導入前には、インボイス方式が導入されていなかったにもかかわらず、物品税が課税されていた。しかし、多段階間接税の複数税率導入の際にはインボイス方式導入は必要不可欠な事項である。だが、事業者の反対などでインボイス方式の導入は政治的にも難しいというのが現状である。以上のことから考えてみても、物品税再導入のシナリオは政策実現性が高い改革案といえるのではないだろうか。

付属資料

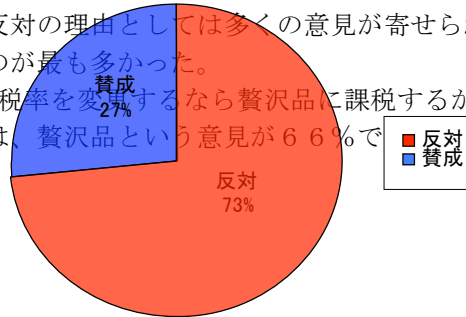
本論文を作成するにあたり、国民の消費税に関する意識調査としてアンケートを実施し、その結果を付属資料として挙げておく。

アンケートは10代から70代の男女250人に対して行った。このうち、消費税増税に反対は71.2%で、消費税増税に賛成は26%を占めた。



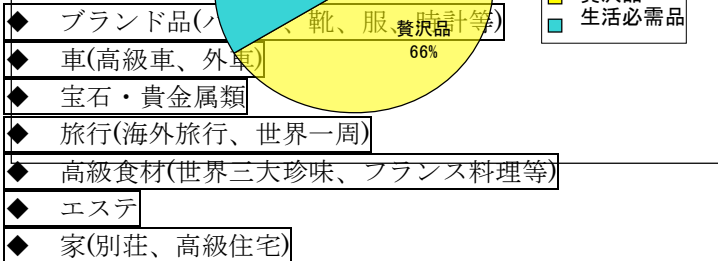
消費税増税に反対の理由としては多くの意見が寄せられたが、“消費税は今でも負担感があるから”というものが最も多かった。

また、「もし税率を変更するなら贅沢品に課税するか、生活必需品の税率を下げるか」という問いに対しては、贅沢品という意見が66%で、生活必需品という意見は34%だった。



「消費税が増税されるなら何%の増加までが許容範囲か」という問いには、0%つまり、現状の5%のままという意見が最も多かった。今回の意識調査全体だけで、税率を上げて2%~3%が限度であると答える人が多く寄せられた。

最後に、贅沢品と生活必需品の参考として、「贅沢品は何か」という質問をした。その結果を以下にまとめてみる。



- ◆ ブランド品(化粧品、靴、服、時計等)
- ◆ 車(高級車、外車)
- ◆ 宝石・貴金属類
- ◆ 旅行(海外旅行、世界一周)
- ◆ 高級食材(世界三大珍味、フランス料理等)
- ◆ エステ
- ◆ 家(別荘、高級住宅)

ほかにもさまざまな意見はあったが、回答数の多いものを挙げていった。高級という名のつく物は全てという意見も少なからず見受けられた。

参考文献

- ・土井 丈朗(2002) 『入門公共経済学』 日本評論社 p95～97
- ・森棟 公夫(2000) 『統計学入門第2版』 新世社 p21～24
- ・小林威(2004) 『財政学』 創成社
- ・橋本恭之 (2001) 『税制改革シミュレーション入門』 税務経理協会
- ・野口悠紀雄 (1994) 『税制改革のビジョン』 日本経済新聞社
- ・西山 由美 (2004) 「租税法研究会(118)消費税の複数税率構造—EUにおける最近の講論からの考察」『ジュリスト』1273(2004.8月号) p181～186 有斐閣
- ・井堀 利宏(1994) 「特集・消費税見直しのゆくえと課題.消費税の引き上げと複数税率」『税経通信』49.7(1994.6月号) p80～86 税務経理協会
- ・三木 義一(1994) 「消費税の逆進性と緩和措置」『税経通信』49.7(1994.6月号) p61～67 税務経理協会
- ・藤田 晴(1989) 「特集1・消費税,修正すべきはどこか.単一税率が是か、複数税率が是か」『税経通信』44.8(1989.7月号) p60～66 税務経理協会
- ・井田 貴志(1990) 「消費者の嗜好に応じた差別化物品税について」『経済論究』78(1990.11月号) p1～10 九州大学大学院経済学会
- ・井田 貴志(1991) 「製品差別化と物品税」『経済学研究』7(1)(1991.4月号) p179～187 九州大学経済学会
- ・加藤 寛(1993) 「消費税率10%が妥当—複数税率導入で消費税増税し、大規模所得減税へ」『東洋経済』5176(1993.10月号) p58～60 東洋経済新聞社
- ・財務省HP <http://www.mof.go.jp/> (2004/09/13 アクセス)
- ・統計局HP <http://www.stat.go.jp/> (2004/10/06 アクセス)
- ・総務省統計局 家計調査 <http://www.stat.go.jp/data/kakei> (2004/10/07 アクセス)
- ・国税庁HP <http://www.nta.go.jp/> (2004/09/26 アクセス)
- ・法律第三十四号
http://www.shugiin.go.jp/itdb_housei.nsf/html/houritsu/05119660331034.htm
(2004/09/10 アクセス)
- ・日本経済団体連合会 HP <http://www.keidanren.or.jp/indexj.html>
(2004/09/02 アクセス)
- ・税制改革のあり方に関する研究～消費税について～ p2～4 (2004/9/14 アクセス)
http://srd.yahoo.co.jp/PAGE=P/LOC=P/R=1/*-http://www2.ipcku.kansai-u.ac.jp/~hkvoji/zemi/3kisei/omori.PDF
- ・野口悠紀雄 online (2004/9/13 アクセス)
<http://www.noguchi.co.jp/>